

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用変更許可申請に係る面談

2. 日時: 令和3年10月25日(金) 15時30分～17時00分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室 TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

真田安全審査官、本多主任安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所

高速炉サイクル研究開発センター燃料材料開発部 次長 他12名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、令和3年9月24日付けで申請のあった核燃料物質使用変更許可申請書(以下「本申請」という。)に関して、資料に基づき、説明があった。

(2) 原子力規制庁からは、本申請に係る事実確認を行うとともに、以下の点を伝えた。照射材料試験施設及び第2照射材料試験施設における設備のうち、核燃料物質の使用を終了した後、放射性同位元素のみを取り扱う設備として使用する設備については、解体撤去せずに残置することから、当該設備の定期的な汚染検査の結果によって、核燃料物質による汚染がないことを確認する必要があると考えるが、対応について説明すること。

(3) 原子力機構から、原子力規制庁からの指摘に対して、次回の面談で説明するとの回答があった。

6. 提出資料

日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用変更許可申請等について

日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用変更許可申請等について

・照射燃料試験施設(AGF)における核燃料物質の使用等の終了に関する記載の見直し等

- ・照射燃料集合体試験施設 (FMF) における少量試料用の設備・分析装置の追加について
- ・照射材料試験施設 (MMF) 及び第2照射材料試験施設 (MMF-2) における核燃料物質の取扱い終了